

踊り場にさしかかりつつある構造改革特区制度  
地方公共団体等のモチベーションに配慮した制度の再設計を

2004 年 12 月 9 日

( 12 月 20 日改訂 )

21 世紀政策研究所

## 目 次

1. 構造改革特区制度の概要	2
2. STEP 1 - 減少に転じた特区構想提案件数	3
3. STEP 2 - 新たな「規制の特例措置」項目の減少	3
4. STEP 3 - 増加する類似の特区	4
5. STEP 4 - 評価委員会の評価に伴い取り消される特区の増加	5
6. 地方公共団体や民間事業者のモチベーションへの配慮を	6
7. 構造的課題の解決に向けて	7
8. おわりに	8

### [ 資料 ]

・別添資料 1 全国展開が決定された規制の特例措置とその適用を受けている特区の数	9
・別添資料 2 現在適用されている規制の特例措置の全てが全国展開となった特区の一覧	10

踊り場にさしかかりつつある構造改革特区制度  
地方公共団体等のモチベーションに配慮した制度の再設計を

2004年12月9日  
2004年12月20日改訂  
21世紀政策研究所

## 1 構造改革特区制度の概要

2002年度に創設された構造改革特区制度は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な提案に基づき、地域限定で規制緩和を実施するものであり、中央省庁が企画立案してそれを地方に下ろすという従来型の政策とは対極をなす、画期的な制度である。また、「どぶろく特区」や「ダチョウ特区」といったユニークな特区が広く世間の耳目を集めるなど、話題性にも事欠かない。

この制度は概略以下のような手続きフローで進められる(図表1参照)。まず最初に、地方公共団体、民間事業者、個人などから地域限定で実施する規制緩和(特区構想)の提案を募集する(STEP 1)。

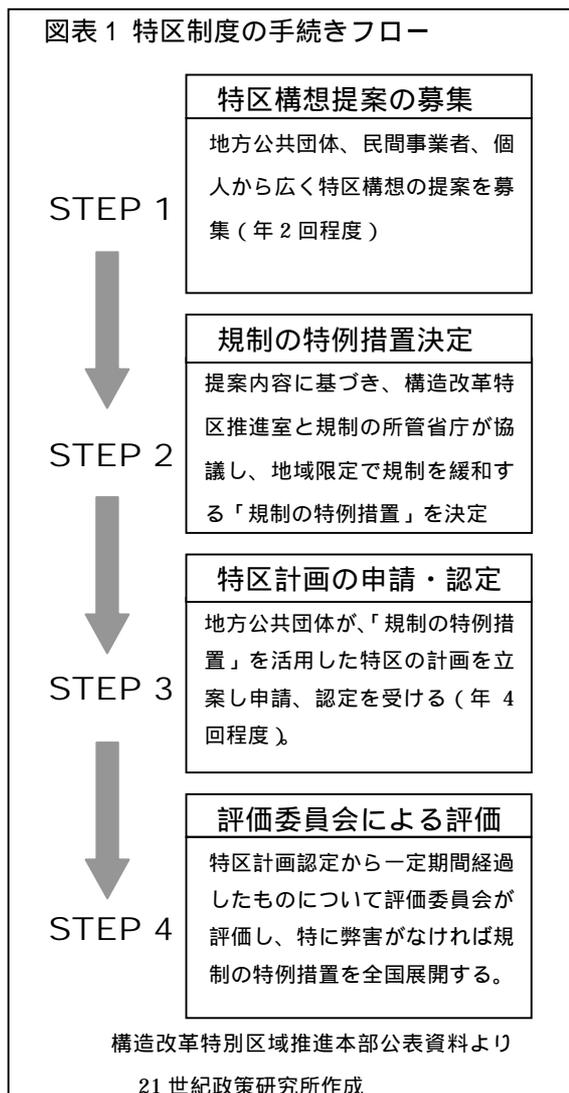
全国から寄せられたこれらの提案は、構造改革特区推進室(以下「特区室」という)によって規制の所管省庁別に取りまとめられ、特区室がそれぞれの所管省庁と地域を限定した規制緩和の可否について協議する。協議の結果、所管省庁の合意が得られた規制緩和項目は、「規制の特例措置」として決定・公表される(STEP 2)。

この「規制の特例措置」は地域限定で緩和される規制のいわば「メニュー」であり、各地方公共団体は、この「メニュー」の中から自身の自治体において活用したいものを選んで「構造改革特別区域計画(以下「特区計画」という)」を策定し、申請する。申請が認定されれば晴れて「構造改革特区」の誕生である(STEP 3)。

認定を受けた地方公共団体は特区計画を実施し、一定期間経過後、民間有識者等から構成される構造改革特別区域推進本部評価委員会(以下「評価委員会」という)が実際の効果と弊害について評価し、全国展開に移行するか、引き続き地域限定で継続するか、あるいは是正・廃止を行うかを判定する(STEP 4)。

この一連の手続きに従い、これまでに6回の提案募集が実施され、延べ1,539の提案主体

図表1 特区制度の手続きフロー



から 2,337 件の特区構想提案が寄せられた。それらの提案の中から「規制の特例措置」として地域限定で緩和が可能となった規制項目は 188 項目<sup>1</sup>にのぼり、これまでに認定された構造改革特区の数は 484 カ所<sup>2</sup>となっている。また、評価委員会は「平成 16 年度上半期評価」として初の評価を実施し、評価の対象となる 38 項目の「規制の特例措置」のうち 26 項目の特例措置について全国展開への移行を決定した。

このように、少なくとも数字の上では順調に成果を上げつつあるように見える構造改革特区制度であるが、その内容を詳細に検討してみると、どうやらこの制度はいま、ひとつの踊り場にさしかかりつつあるように見受けられる。以下、手続きフローの各ステップを見ていくこととする。

## 2 STEP 1 - 減少に転じた特区構想提案件数

04 年 10 月から 11 月にかけて実施された構造改革特区制度の第 6 次構想提案募集の結果が先ごろ公表されたが、今回の募集は前回（第 5 次募集）に比して提案主体数で 9%減、提案構想数では 20%減と、大幅な減少となった（図表 2）。これまで特区構想の提案募集は、第 4 次・第 5 次と順調に数字を伸ばしてきたが、今回は過去最低の第 3 次募集に次ぐ低水準の結果となった。特に地方公共団体からの提案件数については、主体数で 15%減、構想数では 29%減と落ち込みが激しく、主体数・構想数ともに第 3 次募集時を下回る過去最低の結果となった。

図表 2 特区構想提案件数の推移

		第 1 次提案	第 2 次提案	第 3 次提案	第 4 次提案	第 5 次提案	第 6 次提案
提案主体数	民間企業等	18	164	76	102	115	112( 3%)
	地方公共団体	231	248	112	121	130	110( 15%)
	合計	249	412	188	223	245	222( 9%)
提案構想数	民間企業等	426	191	91	122	127	124( 2%)
	地方公共団体		460	189	216	229	162( 29%)
	合計	426	651	280	338	356	286( 20%)

構造改革特別区域推進本部公表資料より 21 世紀政策研究所作成

## 3 STEP 2 - 新たな「規制の特例措置」項目の減少

我々は、04 年 3 月 5 日に公表した報告書「構造改革特区制度の現状と今後の課題<sup>3</sup>」において、STEP 1 で寄せられた特区構想提案の中から、新たに「規制の特例措置」として認められる規制項目の数が、回を追うごとに減少しつつあることを指摘した。今般、それ以降に実施された 2 回の提案募集の結果を追加したのが図表 3 であるが、特区あるいは全国で対応するとされた規制緩和の項目数は提案総数の約 1 割前後で低迷している半面、所管省庁によ

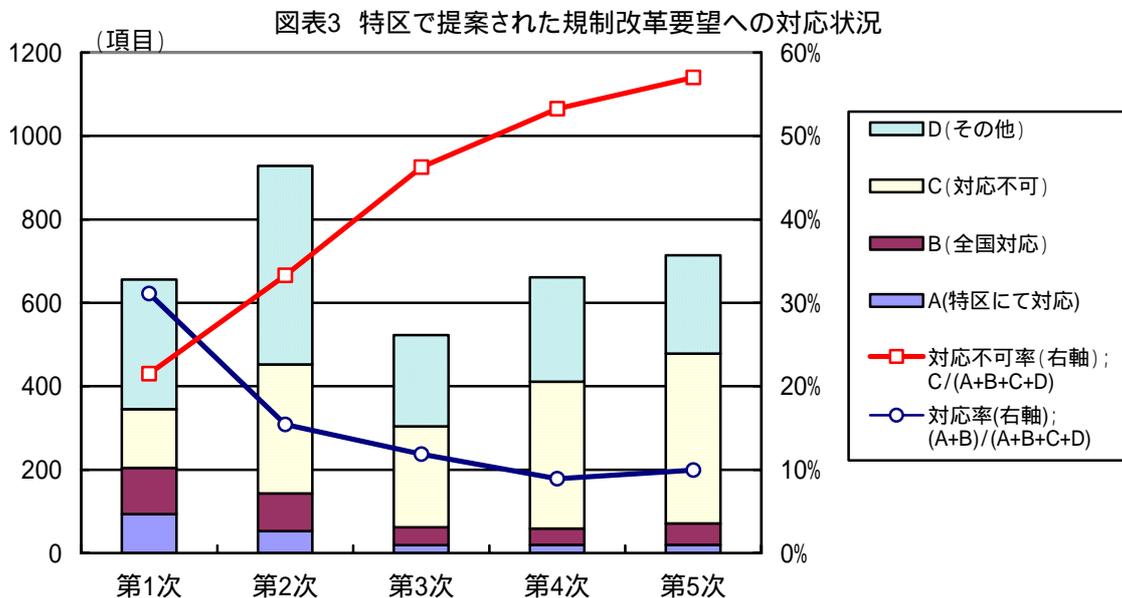
<sup>1</sup> 「特区として対応」と政府決定された後に規制の所管省庁自ら「全国的に対応」したものや、評価委員会による評価を待たずに全国展開したもの等があるため、2004 年 12 月 10 日に閣議決定された構造改革特別区域基本方針別表 1 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kettei/041210/041210betu1.pdf>) に掲載されている規制の特例措置は、132 項目。

<sup>2</sup> これまでに 9 つの特区が認定を取り消されたため、現時点の特区数は 475。

<sup>3</sup> <http://www.21ppi.org/mintoku/research/report/20040305.pdf>

り「対応不可」とされた項目数が提案全体の過半数に達しており、先の報告書において指摘した傾向は一向に改善を見せていないことが改めて確認された。

新たな規制の特例措置が増えないということは、それを利用した新しい特区が増えないということである。経済財政諮問会議もこの点を問題視しており、9月7日の諮問会議の席上、有識者議員から「構造改革特区の一層の進展に向けて<sup>4</sup>」とする提案が提出された。同提案は「特区提案の実現率は、回を追うごとに低下しているという実態があり、規制改革の突破口として期待された役割を果たすには、一段の工夫が必要である。特区が特区としての本来の役割を果たすために、その原因を徹底分析し、抜本的な取組強化を行うべきである。」とし、具体的には「これまでの特区提案のうち実現しなかった案件について、早急に政府で総点検を実施し、年内に中間報告を行い、構造的な要因等の問題点を明らかにすべきである。その結果を受けて、経済財政諮問会議において、構造改革特区の更なる充実に向けた方策を16年度中に検討し、17年度から実施することにより実現率の画期的な向上を図るべきである」と提案しており、この提案は同会議において了承された。



構造改革特別区域推進本部公表資料より 21世紀政策研究所作成

#### 4 STEP 3 - 増加する類似の特区

一方、特区計画の認定については、これまで6回の認定が行われ、計484の特区<sup>5</sup>が誕生している。直近の第6回認定でも新たに90カ所が認定を受け、順調にその数を伸ばしているように見える(図表4)。

図表4 認定済み特区数の推移(新規認定分)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	合計
認定済み特区数	117	47	72	88	70	90	484

構造改革特別区域推進本部公表資料より 21世紀政策研究所作成

<sup>4</sup> 経済財政諮問会議ホームページ <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0907/item3.pdf>

<sup>5</sup> これまでに9つの特区が認定を取り消されたため、現時点の特区数は475。

しかし、その内容を詳細に見ると、既存の特例措置を利用した類似の特区が多数認定されている半面、新しい規制の特例措置を利用した特区の数が少ないことがわかる。ひとつの特区内で複数の特例措置を利用している場合が多いため、現在 475 ある特区を、利用している規制の特例措置ベースでカウントすると延べ 815 特区となるが、そのうち 528 特区（65%）が 03 年 1 月に決定された第 1 次提案分の特例措置を、226 特区（28%）が 03 年 7 月に決定された第 2 次提案分の特例措置を利用している（図表 5）。

例えば有名な「どぶろく特区」は、第 2 次提案において特例措置が決定され、第 3 回認定において遠野市など 5 カ所の特区が初めて認定されたが、以後第 4 回に 7 カ所、第 5 回に 8 カ所、第 6 回に 11 カ所と続き、現在では 31 カ所に増えている。このような、同じ特例措置を利用した類似の特区が増えるのとは逆に、例えば最新の第 6 回認定において認定された特区（規制の特例措置ベースで 148）の内訳を見ると、これらの特区が利用している規制の特例措置のうち、第 1 次・第 2 次提案で認められた特例措置を利用した特区が 128 カ所（86%）となっているのに対して、直近の第 3 次・第 4 次提案にて新たに認められた特例措置を利用した特区は 20 カ所（14%）に過ぎない。

これは、STEP 2 において新規に認められる「規制の特例措置」の数が減少傾向にあることから考えれば当然の結果なのであるが、特区の総数が順調に増え続けていることが、こうした実態を見えにくくしている点には留意が必要である。

図表 5 利用している規制の特例措置の決定時期別の認定特区数

	第 1 回 認定	第 2 回 認定	第 3 回 認定	第 4 回 認定	第 5 回 認定	第 6 回 認定	合計
第 1 次提案に基づく特例措置 (03 年 1 月 24 日決定)	184 (100%)	65 (100%)	57 (55%)	87 (66%)	64 (40%)	71 (48%)	528 (65%)
第 2 次提案に基づく特例措置 (03 年 7 月 4 日決定)			72 (45%)	44 (34%)	53 (34%)	57 (38%)	226 (28%)
第 3 次提案に基づく特例措置 (04 年 2 月 24 日決定)					38 (24%)	10 (7%)	48 (6%)
第 4 次提案に基づく特例措置 (04 年 4 月 23 日決定)					3 (2%)	10 (7%)	13 (1%)
合計	184	65	129	131	158	148	815

(注) ひとつの特区内で複数の規制の特例措置を利用している場合があるため、合計は特区の数とは一致しない。また、第 2 回認定以降は、新規認定に加え、特例措置の追加に係る変更認定も含む。

構造改革特別区域推進本部公表資料より 21 世紀政策研究所作成

## 5 STEP 4 - 評価委員会の評価に伴い取り消される特区の増加

04 年度上半期に実施された初の評価委員会は、その精力的な活動の結果、評価対象とした規制の特例措置 38 項目のうち 26 項目について、04 年度あるいは 05 年度中に全国展開することを決定した。これは、特区制度の目的のひとつである「規制改革の先行実験」という観点からすれば顕著な成果であると評価できる。しかし、規制の特例措置が全国展開されれば、それを利用した特区はもはや「特別な区域」ではなくなるため、結果として 04~05 年度中

に、認定取り消しとなる特区が多数発生するものと予想される。

今般全国展開とされた特例措置 26 項目を利用した特区は延べ 238 カ所に及び、これにすでに評価委員会の議論を待たずして 04 年度中に全国展開された規制の特例措置を利用して特区 9 カ所を加えると、247 カ所となる（別添資料 1 参照）。ひとつの特区内で複数の特例措置を利用している特区が多数存在するため、これらの特例措置が全国展開になっても直ちに 247 の特区が認定の取り消しとなるわけではない。しかし、現在利用している規制の特例措置が全て全国展開予定という特区は 96 カ所あり（別添資料 2 参照）。これらの特区については今後別の新たな特例措置の利用を追加申請しない限りは、特区そのものが取り消されてしまうことになる。中には「いなべ市企業立地促進特区(三重県いなべ市)」などのように、第 5 回認定(04 年 6 月)を受けた後に、評価委員会にて利用する特例措置の全国展開が決定(04 年度中に措置)されたため、認定から早ければ 1 年以内に取り消されることになるという短命な特区もある。

我々は、先に公表した「構造改革特区制度における評価システムの課題<sup>6</sup>」において、評価委員会が全国展開を急ぐことの「意図せざる」弊害として以下の三点を指摘した。

少し待てば全国展開されると思えば、なにもわざわざ特区構想を提案したり特区計画の認定申請をしたりするまでもないと、地方公共団体や民間事業者が「待ち」の判断を伴う、構想提案数や特区計画申請数の減少。

規制の特例措置の決定を巡る特区室と所管省庁との協議の際に、いったん規制の特例措置を認めればかなりの確率で全国展開化されてしまう、と「蟻の一穴」を恐れる所管省庁の抵抗が強まることによる、新規特例措置項目数の減少。

せっかく特区計画の認定を受けても短期間で認定取り消しとなるのなら、特区の認定を受けるための時間と労力の無駄であると判断することに伴う、特区計画申請数の減少。

は STEP 1 と STEP 3 に、 は STEP 2 に、 は STEP 3 に、それぞれ対応しており、STEP 4 で評価委員会が全国展開を急ぎ過ぎると、それ以前の各ステップにおいて「意図せざる」弊害を生じさせる可能性があるということである。

既に STEP 2 において新規の規制の特例措置の項目数が減少傾向にあることを勘案するならば、今後場合によっては、新規の特区の認定よりも既存の特区の認定取り消しのほうが上回り、全体としては特区の数が減少するというような事態も起こりかねない。

## 6 地方公共団体や民間事業者のモチベーションへの配慮を

以上を総合すると、まず STEP 1 において、特に地方公共団体を中心に特区構想の提案件数が減少し、STEP 2 においては新規の規制の特例措置の項目数が回を追うごとに減少している中で、STEP 3 の一見順調に数を伸ばしているように見える認定特区数についても、その内実は既存の特例措置を利用した類似の特区が多数を占めているということである。加えて、STEP 4 における評価委員会の活動の結果として、既存の特区の取り消しが進められており、それが STEP 1 から 3 にも「意図せざる」弊害を与えている可能性もある。どうやら、構造改革特区制度は、その持続可能性という点で構造的な問題点が露呈しつつあるようだ。

<sup>6</sup> 21 世紀政策研究所「構造改革特区制度における評価システムの課題」2004 年 12 月 6 日  
<http://www.21ppi.org/mintoku/research/report/20041206.pdf>

こうした問題点を解決するためには、地方公共団体や民間事業者等、特区における主たるプレーヤーのモチベーションに配慮する必要がある。構造改革特区制度は、これまでにないユニークな制度である。なぜなら、この制度には、補助金のような「カネ」が伴うわけでもないし、中央省庁の官僚が具体的な施策を描いてそれを授けてくれるわけでもない、その意味では「中身の無い」制度だからである。提供されているのは一種の「舞台装置」だけであり、制度を支えているのは、地方公共団体や民間事業者等の創意と発意なのだ。

だからこそ、この制度を持続可能なものとするためには、彼らの特区提案に対するモチベーションをどのように維持していくかが決定的に重要になる。その意味で、全国展開すなわち「特区」を「特別な区域」でなくすことをあまりに急ぎ過ぎると、それが「金の卵を産む鶏の腹を割く」過ちを犯すことになりかねないのではないかと、我々は強く懸念している。

## 7 構造的課題の解決に向けて

こうした視点に立った場合、解決策としては大きくふたつ考えられる。ひとつは、STEP 2において、特区構想提案からの採択率を高め、新規の「規制の特例措置」を増やすための方策である。提案しても却下される可能性が高くなれば、提案に対するモチベーションは低下する。我々は既に前掲 3 月 5 日付報告書においてこの問題点を指摘するとともに、「所管省庁の判断についてより明確な説明責任を負わせるために、別途議論の場を設けるべきである。」と提言したが、今般経済財政諮問会議においても問題認識が共有されたこともあり、この点については今年度中に提示される予定の改善策に期待したい。

もうひとつは STEP 4、すなわち評価委員会のあり方の見直しである。先にどぶろく特区を例に挙げたように、いったん認められた規制の特例措置については、地方公共団体は特区の認定を受けることによって規制緩和の効果を享受できるのであるから、その特例措置は事実上全国展開されているに等しい。つまり、規制緩和のニーズがあり、意欲のある地方公共団体にとっては、特区を利用することによって規制緩和の効果を享受できるよう、門戸は開放されているのである。全国展開とは、当面規制緩和に対するニーズがないか、あるいは意欲がない地方公共団体のために、わざわざ門戸を広げてやっているようなものである。しかし、そのためにニーズや意欲のある地方公共団体や民間事業者等のモチベーションが低下するとしたら、それは本末転倒といわざるを得ない。実際、少なからぬ地方公共団体の特区担当者から、「せっかく苦労して特区認定を受けたのに、すぐに全国展開されてしまうのでは報われない」という不満の声を聞く。

具体的には、単純ではあるが、評価委員会の評価対象の基準を現行の「その規制の特例措置を利用した特区が最初に認定されてから 1 年後」から「2~3 年後」に延長することを提案する。それによって以下のようなメリットが期待される。

特区認定を受けた地方公共団体がそのメリット（差別化効果、PR 効果など）を一定期間享受できることになるので、モチベーションの低下を防ぐことができる。

教育関係など規制によっては規制緩和の「効果」や「弊害」を確認するのに時間を要するものもあるが、特区を規制緩和の実験と考えれば、実験期間をある程度長くとることによって、評価が容易かつ確実になる。

期間をある程度長くすれば、その間に同じ規制の特例措置を利用した類似の特区が増えていくので、多数の実験サンプルが自然に集まることになり、その点でも評価が容

易かつ確実になる。

特に については、現状では、攻める評価委員会と守る所管省庁との間で、短い実験期間と少ない実験サンプルをもとに効果や弊害の有無について議論を戦わせているが、こうした議論にかかる労力も節約される。

一方、既に述べたように、(ニーズと意欲のある)地方公共団体は特区認定を受ければ規制緩和の効果を楽しむことができるのだから、評価期間の延長によるデメリットは特に発生しない。

## 8 おわりに

構造改革特区制度が踊り場の状況にさしかかりつつある背景には、この制度自体の目的は何か、という点でいわゆる「ブレ」が生じていることがある。

この制度の目的は第一に規制改革の先行実験、第二に地域経済の活性化、と明記されている。このうち、規制改革の先行実験という点に力点を置くならば、この制度は既に所期の目的を達したのかもしれない。少なくとも、規制改革についての現場からの問題提起という意味では、例えば混合診療解禁問題にせよ、株式会社による学校経営参入にせよ、特区を契機として議論が活性化したという点で一定の効果はあったといえよう。また、ひとつひとつの規制緩和は小粒とはいえ、少なくとも数の上では 350 項目近くの規制改革が全国的に行われつつある。<sup>7</sup> 規制改革の先行実験という立場に重きを置くならば、これまで見てきたような状況を勘案すれば、そろそろ制度自体の「手仕舞い」を視野に入れる時期かもしれない。

しかし、地域経済の活性化という点については、土地開発公社所有土地の賃貸容認など比較的即効性の高い規制改革もあった<sup>8</sup>ものの、全体としてはまだ緒に就いたばかりという状況である。我々は特区制度の「意図せざる」効果として、「地方分権の先行実験」を挙げた<sup>9</sup>が、特区制度をひとつの契機として、多くの地方公共団体が、地域の特性を生かし地域の住民や企業のニーズに対応した地域経済活性化や行政サービスの向上に、主体的かつ戦略的に取り組み始めたところである。

個々の規制の緩和も重要だが、地方公共団体が地域の実情に応じた「現場発」の構造改革に主体的に取り組むことを可能にしたことこそが、特区制度のより本質的な意義である。特区制度の「地域経済活性化」や「地方分権の先行実験」という側面を重視するなら、本制度を持続可能なものとするために制度の再設計を議論すべき時期に来ていると我々は考える。

以上

---

<sup>7</sup> 「構造改革特区の取組について」2004年9月7日経済財政諮問会議 金子一義臨時議員提出資料 ([http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0907/item2\\_1.pdf](http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0907/item2_1.pdf)) によれば特区制度により「全国的に対応する」と方針決定された規制項目数は第5次提案分までで285項目。これに、2004年12月10日に閣議決定された構造改革特別区域基本方針別表2 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kettei/041210/041210betu2.pdf>) に掲載されている、「全国展開することとなった規制の特例措置」59項目(評価委員会が「地域を限定することなく全国において実施」とした26項目と、規制所管省庁自らが全国展開するとしたもの33項目。未実施のものを含む。)を加えると344項目となる。

<sup>8</sup> 21世紀政策研究所「企業誘致に向けた地方自治体の取組み 見え始めた構造改革特区制度の成果」2004年5月11日 <http://www.21ppi.org/mintoku/research/report/20040511.pdf>

<sup>9</sup> 21世紀政策研究所「構造改革特区の可能性」2003年9月5日 [http://www.21ppi.org/mintoku/research/report/20030905sympo/20030905\\_21ppi.pdf](http://www.21ppi.org/mintoku/research/report/20030905sympo/20030905_21ppi.pdf)

別添資料 1 全国展開が決定された規制の特例措置とその適用を受けている特区の数

特例措置 番号	特例措置	全国展開 措置時期	特区 数
2004/9/10「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」記載分			
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	04 年度中	1
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	04 年度中	1
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	04 年度中	22
405	空中線利得を増大した 5GHz 帯無線アクセスシステムの導入事業	05 年度中	2
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	05 年度中	1
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	04 年度中	30
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	04 年度中	1
501,502,503	外国人研究者受入れ促進事業	05 年度中	34
701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業	04 年度中	16
702	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業	05 年度中	11
803(818)	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	05 年度中	6
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	04 年度中	6
805	IT 等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	05 年度中	7
810	市町村費負担教職員任用事業	05 年度中	19
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	05 年度中	0
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	05 年度中	0
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	04 年度中	2
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	04 年度中	5
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	04 年度中	50
1103(1122)	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	04 年度中	6
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	04 年度中	3
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	04 年度中	2
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	04 年度中	2
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	04 年度中	1
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	04 年度中	5
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	04 年度中	5
	(小計)		(238)
2004/4/23「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」記載分			
1209	屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除去による美観風致維持事業	2004/12/17 施行	9
	(小計)		(9)
	合計		247

(注) ひとつの特区内で複数の規制の特例措置の適用を受けている場合には、特例措置ごとにカウントしている。従って、小計・合計欄の数字は「延べ」の数であり、実際の特区の数とは異なる。

構造改革特別区域推進本部公表資料より 21 世紀政策研究所作成

別添資料 2 現在適用されている規制の特例措置の全てが全国展開予定の特区一覧

	都道府県	特区名称	規制の特例措置番号	認定時期
1	北海道	IT ビジネス特区	405 406	第 1 回
2		企業立地促進特区	403	第 1 回
3		文化のまちの心の教育特区	810	第 1 回
4		釧路・白糠次世代エネルギー特区	1107	第 2 回
5		長沼町グリーン・ツーリズム特区	407	第 4 回
6		安心して働ける街さっぽろ特区	903	第 5 回
7	青森県	環境・エネルギー産業創造特区	1103(1122)	第 1 回
8		青森企業立地促進特区	403	第 4 回
9	岩手県	人の和の花咲く特区	407	第 4 回
10	宮城県	みやぎ教育特区	804	第 1 回
11		杜の都新エネルギー創造活用特区	1103(1122)	第 4 回
12	秋田県	美の国あきた景観特区	1209	第 4 回
13		スペース・イオ学習特区	805	第 4 回
14	福島県	企業誘致による地域活性化促進特区	403	第 6 回
15	茨城県	つくば市新エネルギー特区	1104	第 2 回
16		いばらき美しい景観づくり特区	1209	第 4 回
17	栃木県	大田原市医療福祉産業特区	403	第 5 回
18	埼玉県	食と農の担い手づくり特区	905	第 1 回
19		浮き城のまち人づくり教育特区	810	第 2 回
20		北本市きめ細かな教育特区	810	第 3 回
21		ハタザクラブラン教育特区	810	第 4 回
22	千葉県	国際空港特区	701	第 1 回
23		鴨川市棚田農業特区	1002	第 1 回
24		安房自然学校特区	1002	第 2 回
25		千葉県戦略的企業誘致推進特区	403	第 6 回
26		紅小町の郷ゆったり空間交流特区	1002	第 6 回
27	東京都	国際港湾特区	701 702	第 1 回
28		人材ビジネスを活用した雇用創出特区	903	第 1 回
29		不登校児童・生徒のための体験型学校特区	803(818)	第 1 回
30	神奈川県	DME 普及モデル特区	1107	第 1 回
31		国際臨空産業・物流特区	701 702	第 1 回
32		市民利用型農園促進特区	1002	第 2 回
33		横須賀市国際教育特区	810	第 2 回
34	新潟県	新潟県農業大学校アグリワークサポート特区	905	第 1 回
35		街なか行政サービス拡大特区	401 402	第 2 回
36		広域拠点企業立地促進特区	403	第 4 回
37		新潟中条産業立地推進特区	403	第 5 回
38	石川県	石川グリーン・ツーリズム促進特区	407 1002	第 1 回
39		新産業創造拠点化推進特区	403	第 1 回
40	福井県	ふくい美観風致維持特区	1209	第 4 回

(以下次葉)

	都道府県	特区名称	規制の特例措置番号	認定時期
41	福井県	福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区	407 1002	第4回
42	山梨県	体験活動教育特区	804	第2回
43	長野県	長野県農業大学校ガイダンス特区	905	第1回
44		売木村ふれあい交流農園特区	1002	第1回
45		波田町都市農村交流特区	1002	第1回
46		切磋琢磨とこまやか学習特区	810	第1回
47		小規模校いきいき教育特区	810	第2回
48		コスモス街道ふるさと農園特区	1002	第2回
49		南牧こまやか教育特区	810	第2回
50		信州中野ふるさと交流特区	407 1002	第4回
51	岐阜県	キョウ学習特区	805	第1回
52		IT等を活用した学校復帰支援特区	805	第1回
53		ほほえみスタディサポート特区	805	第2回
54		岐阜市きれい・すっきり簡易除却モデル特区	1209	第3回
55		不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区	803(818) 810	第3回
56		美しいひだ・みの景観特区	1209	第3回
57	静岡県	国際港湾交流特区	701 702	第1回
58		しずおか景観形成促進特区	1209	第4回
59		「歴史と文化のまち、ふるさと先生制度」特区	810	第6回
60	愛知県	名古屋港産業ハブ特区	701 702 1204	第1回
61		中部臨空都市国際交流特区	701 1201 1204	第1回
62		あいち新たな農業・関連産業人づくり特区	905	第3回
63		あいち・知と技の探究教育特区	804	第4回
64	三重県	技術集積活用型産業再生特区	408 701 702 1104 1120	第1回
65		複合型産業集積特区	403	第3回
66		燃料電池技術を核とした産学官連携ものづくり特区	403 1104	第5回
67		四日市市産業連携特区	403	第5回
68		名張市企業立地促進特区	403	第5回
69		いなべ市企業立地促進特区	403	第5回
70	京都府	京の人づくり推進特区	810	第1回
71		都市・農村ふれあい交流特区	1002	第1回
72		京都市不登校生徒学習支援特区	803(818)	第3回
73	大阪府	国際交流特区	701 1201	第1回
74		国際交易特区	702	第1回
75	兵庫県	産業集積特区	403	第1回
76		都市近郊型産業集積特区	403	第1回
77	奈良県	不登校児童生徒支援教育特区	803(818) 805 810	第2回
78		ふるさと「なら」屋外広告物美観風致維持特区	1209	第3回
79		奈良市屋外広告景観維持特区	1209	第3回

(以下次葉)

	都道府県	特区名称	規制の特例措置番号	認定時期
80	岡山県	IT 特区	405	第 1 回
81		くらしき広告景観特区	1209	第 3 回
82		おかや마스ペシャリスト育成教育特区	804	第 4 回
83		市民農園開設支援特区	1002	第 5 回
84		市民農園開設サポート特区	1002	第 6 回
85	広島県	教育都市みよし特区	810	第 1 回
86		広島国際物流・交流特区	701	第 4 回
87	山口県	環境対応型コンビナート特区	1103(1122)	第 1 回
88		下関市・東アジアロジスティック特区	701	第 1 回
89	徳島県	海部町ふるさと教員制度特区	810	第 1 回
90		吉野川市川島町ふれあい教育特区	810	第 2 回
91	香川県	グリーンピアたかせ特区	403	第 5 回
92	高知県	高知県農の担い手育成特区	905	第 3 回
93	長崎県	小浜総合自然エネルギー特区	1103(1122)	第 4 回
94	熊本県	熊本県半導体産業特区	403	第 2 回
95		水俣環境・リサイクル産業特区	403	第 4 回
96	鹿児島県	かのやすくすく特区	810	第 4 回

構造改革特別区域推進本部公表資料より 21 世紀政策研究所作成